

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、日本赤十字労働組合横浜支部執行委員長小泉茂雄から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成 28 年 6 月 2 日にありました。

平成 28 年 6 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

- (1) 賃金・手当の要求に関する件
- (2) 増員・人員補充の要求に関する件
- (3) その他労働条件・労働環境の改善等の要求に関する件

2 日時

平成 28 年 6 月 13 日以後問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における日本赤十字労働組合横浜支部の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所在地
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12 の 1

4 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為を実施する。